

突然のそのメール、もしかして詐欺かも?!

迷惑メールにご用心!!

コンテンツ料金の未納に伴う**最終通告**

利用料金が発生した状態です

管理会社から**身辺調査**を依頼されました

お客様が以前に登録したモバイルコンテンツが無料期間中に**退会処理**が取られていません



法的措置を取り、**裁判**になります

和解したければ**本日中**に連絡をしてください

連絡先**090**××××△△△△

パソコンや携帯電話、スマートフォンにこのような身に覚えのない請求のメールが突然届いたという経験はありませんか? そのようなメールのほとんどが“**迷惑メール**”であり、**詐欺への入り口**です。もし相手に連絡をしたりすると・・・

こんなことになってしまうかもしれません。**一回でもお金を払うと、相手の要求はどんどん続きます**。気がつけば多額の現金を詐欺グループに送っていた・・・ということにならないように気をつけましょう。

裁判の手続きをしています。弁護士を依頼して和解するしかないが費用がかかります。和解が成立すれば返金するので、宅配便に現金を入れ、品名に「食品」と書いて送ってください。**※宅配便等で現金を送ることはできません!**

先日のお金は受け取りましたが、簡易裁判所から民事裁判所の方に移ってしまったので、再度現金を送ってください。支払わないと裁判になりますよ。

消費者の方へアドバイス

- ① 請求者（メールの送信者）へ絶対に連絡しないこと!!
- ② 利用した覚えのない請求は、支払わずに無視すること!!
- ③ 一人で悩まず、消費生活センターへ相談を。悪質な場合は警察へ相談を!!

新しい「岩手県消費者施策推進計画」ができました!

県では、平成27年3月に、新しい「岩手県消費者施策推進計画（平成26年度改訂版）」を策定しました。

基本目標を「消費者被害のない地域づくりをすすめ、消費生活の安定と向上を図る」とし、5つの柱に基づいて、14の具体的な施策を実施していきます。

また、この計画は、消費者教育推進法及び消費者教育基本方針を踏まえ、本県の「消費者教育推進計画」としての性格も有しています。

詳しくは、[岩手県ホームページ>くらし・環境>消費生活>消費生活情報>消費者施策全般(条例・計画等)]>「岩手県消費者施策推進計画」の改訂について]をご覧ください。



電気通信サービスの契約はよく考えて！

「光回線にすると通話料が安くなる」、「プロバイダを変更すると料金が安くなる」という勧誘を受け契約したが、「**変更前より料金が高くなった**」、「**解約料を支払うことに納得できない**」という相談が多くあります。電気通信の契約は電話などでの口頭の承諾で成立し、**特定商取引法上のクーリング・オフは適用されません**。

相談事例を見ると、「〇〇（大手電話会社）を利用している××さんですね」などという誘い文句から、大手電話会社からの勧誘と思い込み、無条件に信用して契約してしまう傾向が見られます。また、プロバイダ変更契約などの電気通信サービスの内容は複雑で電話だけで理解しようとしても困難です。すぐ契約するのではなく、「本当に変更が必要か、安くなるのか」を、**資料を求めてよく検討することが大事**です。

契約はそれからでも遅くありません。納得できるまでサービス内容をしっかり確認しましょう。



～シリーズ『消費者市民社会』のススメ～

① 「消費者市民社会」って何？

「消費者市民社会」とは、**消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会**です。

それは、一人一人の消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれてくる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

私たち一人一人の消費行動で社会を動かしていく。それが、消費者が主役となる消費者市民社会への第一歩です。



▶次回は、消費者市民社会を実現するための行動について紹介します。

消費生活Q & A

相談事例

 大手布団メーカーを名乗る男性から、「羽毛布団を長年使っていたいただきありがとうございます。布団カバーをプレゼントしたいので、訪問させてください」という電話があり、つい了承してしまいました。ところが、訪問してきた男性は、「リフォームする必要はない」と断っても羽毛布団のリフォームを強引に勧め、布団を持ち帰ってしまいました。料金も高額です。どうしたらよいでしょうか。



これは、特定商取引法の訪問販売にあたりますので、クーリング・オフが可能です。8日間以内であれば、無条件で契約を解除することができます。はがきで契約解除の申し出をしましょう。書き方がわからないときには、県民生活センターやお住まいの市町村の消費生活相談窓口へ相談してください。また、覚えのない業者から電話があった場合には、「無料」などの誘い文句に乗らず**即答しない**よう気をつけましょう。

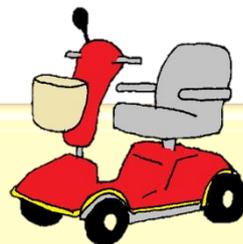


● 製品安全情報

危険 電動車いすの運転には気をつけて!

足腰が弱い方にとって、とても便利な電動車いす^(注)。春になり、使い始める方も多いたと思いますが、電動車いすでの**転落や転倒による死亡・重症事故**が起きています。

久しぶりの運転、十分注意して行いましょう!



【電動車いすによる事故を防ぐには】

- 路肩に寄り過ぎない。
- 下り坂では、速度を落とし慎重に運転する。また、クラッチを切らない。
- 砂利道や滑りやすい場所などでは運転しない。
- 踏切の横断では、必ず一旦停止し、踏切の端に寄り過ぎず、線路に対し直角に渡る。
- 外出前にバッテリー残量を確認する。
- 新しい車いすに乗る際は、運転講習を受けるなど繰り返し練習し、慣れてから道路に出る。

自動車等の運転者からは、電動車いすは高さが低いため確認しにくくなります。

また、電動車いすは、その特性上素早く動くことはできません。

運転の際はお互いに十分注意しましょう。



安全運転だニャ!

(注) 電動車いすは、シニアカー、電動カート、電動3・4輪車、ハンドル型車いすなどと呼ばれ、道路交通法では「歩行者」として扱われます。歩行者としての交通ルールやマナーを守って走行しましょう。

● 交通事故相談事例紹介

相談事例



自転車で走行中、交差点で出会い頭に車と衝突しそうになり、回避しようとして、体勢をくずしたため、転倒してケガをしまいました。車と接触はしていないのですが、交通事故となるのでしょうか。



この場合、非接触事故の人身事故となります。交通事故相談員が事故状況を詳しく聴き、過失割合の問題やケガに関する損害賠償問題など、示談までの流れをアドバイスできますので、一人で悩まずご相談ください。また、無料の弁護士相談も利用でき、相談員の同席も可能です。

県民生活センター交通事故相談ダイヤル **019-624-2244**

【一般相談】 月曜～金曜（祝日除く） 9時～17時30分

【弁護士相談】 原則毎週水曜 13時～15時（事前予約制、会場は岩手弁護士会）

※このほか、県内各地で巡回相談を実施しています。詳細はお問い合わせください。



● 多重債務弁護士無料相談

県では、岩手弁護士会と協力して、借金の問題を抱えている方のために、**弁護士による無料相談会**を、県内各地で年間114回開催しています。

- 開催時間** 10時～15時（1人約40分／各回6～8名） **<先着順・事前予約制>**
- 開催会場** 県民生活センターほか県内7か所
※開催日や開催会場は、[岩手県ホームページ>くらし・環境>消費生活>各種相談>県民生活センター 多重債務弁護士無料相談のご案内]よりご確認ください。
- その他** 詳しくは、県民生活センターまでお問い合わせください。



ひとりで悩まず、まずは相談を！



● くらしとお金のセミナー&相談会

毎月第4日曜日は「くらしとお金」のこと、考えてみませんか？

県では、日本FP協会岩手支部と共催し、資産運用、保険の見直し、相続・贈与、ローン、ライフプラン、年金、不動産活用などの「くらしとお金」に関するセミナー&相談会を開催しています。参加は無料です。セミナーのみ、または相談会のみ参加も可能です。

- セミナー** 13時～14時
- 相談会** 14時～（1組50分／各回6組限定） **<先着順・事前予約制>**
※くらしとお金に関する相談全般を受け付けています。
- 講師等** 日本FP協会会員
- 会場** 岩手県立県民生活センター
- 申込方法** 県民生活センターまでお電話にてお申し込みください。



岩手県立県民生活センター
〒020-0021 盛岡市中央通3-10-2
TEL : 019-624-2586
FAX : 019-624-2790
Eメール : cb0001@pref.iwate.jp

くらしのひろばモバイル
配信中！！
ケータイメールで
消費生活情報をゲット



消費生活相談ダイヤル
TEL : 019-624-2209
受付時間 ※年末年始・祝日休み
平日：9時～17時30分
土日：10時～16時

交通事故相談ダイヤル
TEL : 019-624-2244
受付時間 ※年末年始・祝日休み
平日：9時～17時30分
土日：休み



消費者ホットライン：0570-064-370

最寄りの市町村消費生活相談窓口へご案内します。（PHS、IP電話等一部利用できない場合があります）